



## *Gates Industrial Corporation plc* **サプライヤー行動規範**

Gates Industrial Corporation plc および関連会社（「Gates」または「当社」）は、最高水準の製品品質を実現し、サプライヤーとの取引において誠実に業務を行うことに取り組んでいます。Gates は、Gates サプライチェーンにおける職場環境が安全で、労働者が敬意と尊厳をもって処遇され、環境に責任を持つ製造工程が実施されることを義務付けています。サプライヤーは、そのすべての活動において、事業を行う国の法律、規則および規制、ならびにそれ以外にサプライヤーに適用される法律、規則および規制を全面的に順守して業務を行う義務を負います。

本サプライヤー行動規範（「本規範」）では、サプライヤーが国際的に認められている基準を導入し、単なる法令順守以上の社会的および環境的責任を推進することを奨励しています。本規範の作成にあたり、国際労働機関（ILO）、世界人権宣言（UDHR）、ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル（SAI）、倫理取引イニシアチブ（ETI）などの広く認められている基準に加え、カリフォルニア州サプライチェーン透明法などその他の地域規制が参照として使用されており、追加情報を得るための有用な情報源となる可能性があります。サプライヤーには、これら同様の基準を順守することが求められます。

Gates は、サプライヤーが本規範に同意し、支持するとともに、以下に詳述されているその基準および規定への準拠に努めることを強く要請します。本規範に定められた基準および規定の順守を怠った場合、サプライヤーとしての資格を失う恐れがあります。

### **1. 労働と人権**

サプライヤーは、労働者の人権を守り、国際社会の理解に従って労働者を尊厳と敬意をもって処遇しなければなりません。

#### **a. 強制労働の防止**

サプライヤーは、いかなる種類の強制労働、奴隷労働、年季奉公または囚人労働も使用してはなりません。すべての業務は任意で行われなければならない、労働者は、合理的な通知をしたうえで離職または退職する自由が認められています。サプライヤーは、労働者を斡旋する第三者労働斡旋所が本規範の規定または物資輸出/輸入国の法律のいずれか、労働者の保護に関してより厳しく規定しているほうを順守するよう徹底するものとします。

#### **b. 奴隷および人身売買の防止**

サプライヤーは、自社の事業およびサプライチェーンにおける奴隷および人身売買を禁止するすべての適用法、規則、法的規制を順守しなければなりません。



### c. 未成年労働の防止

児童労働は固く禁じられています。雇用または就労の最低年齢は、15歳、当該国における最低雇用年齢、当該国における義務教育終了年齢のなかで最も高いものとします。サプライヤーは、法的に適用される最低雇用年齢を超えてはいるものの、18歳に達していない児童を雇用することが認められています。ただし、最低年齢に関するILO第138号条約に従い、児童の健康、安全、道徳を損なう可能性のある業務に従事させないことを条件とします。

### d. 差別禁止

サプライヤーは、年齢、人種、肌の色、性別、性的指向、性自認または性表現、トランスジェンダーの状況、宗教、出身国、家系、市民権、障害、兵役経験もしくは婚姻状況、遺伝情報、妊娠、出産もしくは関連する病状、または国、州、もしくは地方の法律によって保護されているその他の該当する状況によって労働者を差別してはなりません。これには、求職、昇進、報酬、トレーニングへのアクセス、職務の割り当て、賃金、手当、懲戒および解雇などの採用・雇用慣行が含まれます。

### e. 公平な処遇

サプライヤーは、ハラスメントのない職場の実現に向けて努力しなければなりません。サプライヤーは、性的嫌がらせ、性的虐待、体罰、精神的抑圧、肉体的強制、言葉による虐待、または会社が提供する施設への入場/退場に対する不当な制限など、過酷または非人道的な処遇で労働者を脅迫したり、強いてはなりません。

### f. 労働時間

週労働時間は、いかなる場合でも適用法令で認められている最大時間数を超えてはなりません。サプライヤーは、適用法令に従って休暇、休職期間および休日付与をしなければなりません。

### g. 賃金と手当

サプライヤーは全労働者に対して、少なくとも適用法令で要求される最低賃金を支払い、法的に義務付けられているすべての手当を支給しなければなりません。労働者は、規定時間内労働に対する報酬に加え、残業時間については、適用法令で要求される割増賃金を支払われなければなりません。サプライヤーは懲戒処分として、適用法令に従う場合を除き、賃金から差し引く方法を取ってはなりません。労働者に対する支払いは適時に行うとともに、報酬基準は適時かつ明確に労働者に示さなくてはなりません。

### h. 結社の自由

サプライヤーは、自由に結社し、自らの選択によって労働団体を組織して参加し、代表団による団体交渉を行うなど、適用法令で認められている労働者の権利を尊重しなければなりません。サプライヤーは、適用法令に従って、労働団体の設立、機能、管理を妨害する行為を防がなければなりません。



## 2. 衛生安全

Gatesは、高い士気を維持し、革新的な製品を生み出すには、確かな衛生安全管理慣行をビジネスのあらゆる側面に取り入れることが不可欠であると認識しています。サプライヤーは、すべての労働者のために安全で健康的な職場環境を構築することに尽力しなければなりません。

### a. 労働災害の防止

サプライヤーは、身体的危険を可能な限り排除するものとします。身体的危険の排除が不可能な場合、サプライヤーは、身体防護具、インターロック、バリアなどの適切な工学的制御装置を提供しなければなりません。適切な工学的制御装置を提供できない場合、サプライヤーは、安全作業手順などの適切な管理的統制措置を講じるものとします。サプライヤーはあらゆる場合において、労働者に適切な個人用防護具を提供しなければなりません。労働者に対し、報復の恐れなしに危険な労働条件を拒否する権利を付与しなければなりません。

### b. 緊急事態の防止、準備および対応

サプライヤーは、緊急事態の予測、特定、評価を行うとともに、緊急事態の報告、労働者への通知と避難手順、労働者のトレーニングや訓練、適切な応急用品、適切な火災検知・消火装置、適切な避難設備など、緊急時の計画や対応の手順を実施して影響を最小限に抑えるものとします。

### c. 労働安全手順およびシステム

サプライヤーは、労働災害および疾病の管理、追跡、報告を行うための手順とシステムを定めるものとします。そのような手順およびシステムは、労働者による届け出を促し、傷病事例を分類・記録し、発生した事象を調査し、その原因を排除するための是正措置を講じるものでなければなりません。サプライヤーはまた、必要な医療を提供し、負傷した労働者の迅速な職場復帰をサポートするものとします。

### d. 連絡

職場環境の安全を促進するため、サプライヤーは、影響を受ける労働者の第一言語または母国語で警告を発するなど、労働者が職場の衛生安全に関する適切な情報やトレーニングを受けられるようにするものとします。サプライヤーは、職場で使用される有害物質や毒物について、労働者の第一言語または母国語で記載した化学物質等安全データシートを掲示し、そのような物質と接触する労働者に対して適切な訓練を施さなければなりません。

## 3. 環境

Gatesではその業務慣行の不可欠な要素として、環境への配慮を重視しています。サプライヤーは、自らの設計、製造プロセス、廃棄物の排出が環境に及ぼす悪影響を減らすことに取り組まなければなりません。製造業務においては、公衆衛生安全を保護しつつ、環境や天然資源への悪影響を最小限に抑える必要があります。



#### **a. 環境許認可と報告**

サプライヤーは、必要なすべての環境許認可（排出監視など）や登録を取得・維持、更新するとともに、そのような許認可の運用・報告要件を順守しなければなりません。

#### **b. 廃水および固形廃棄物の排出**

操業、工業プロセス、衛生施設から発生する廃水および固形廃棄物については、排出または廃棄される前に、適用法令の要件に従って監視、制御、処理を行わなければなりません。

#### **c. 有害物質の管理と制限**

サプライヤーは、特定物質を禁止または制限する適用法令を順守しなければなりません。サプライヤーは、環境に放出されると危険な物質について、その取り扱い、運搬、貯蔵、リサイクル、再利用、廃棄が安全に行われるように特定および管理し、リサイクルおよび廃棄に適用される表示に関する法令を順守しなければなりません。

#### **d. 大気排出**

揮発性有機化学物質、エアロゾル、腐食性物質、粒子状物質、オゾン層破壊物質、操業から発生する燃焼副産物の大気排出については、大気中に排出する前に、適用法令の要件に従って特性評価、監視、制御、処理を行わなければなりません。

#### **e. 汚染防止と省資源**

サプライヤーは、その施設や保守・生産プロセスにおいて適切な保存措置を実施するとともに、原材料のリサイクル、再利用、代替を進めることにより、水やエネルギーを含むあらゆる種類の無駄の削減または排除に努めなければなりません。

#### **f. 紛争鉱物**

サプライヤーは、社会的責任を負うサプライチェーンの維持および紛争鉱物に関する適用法令を順守する Gates の取り組みをサポートしなければなりません。サプライヤーは、Gates に供給されている原材料に含まれるスズ、タングステン、タンタル、金（「3TG」）が検証済みの鉱山や製錬業者から責任をもって調達されたことを確認するため、自らのサプライチェーンに対して合理的なデューデリジェンスを実施するものとします。サプライヤーは、武装勢力に直接または間接に資金を供給したり、その他の形で便宜を提供したりしていることが判明した製錬業者または鉱山から、直接または間接に 3TG を調達することは控えなければなりません。

3TG を含む可能性のある原材料を Gates に供給するサプライヤーは、少なくとも年に 1 回（および、Gates から要求された場合はその都度）、Gates に業界標準の紛争鉱物報告テンプレート（「CMRT」）を提出しなければなりません。こ



のテンプレートにより、Gates に供給された原材料に含まれる 3TG を開示し、そのような 3TG を調達したすべての製錬業者や鉱山を特定します。

#### 4. 倫理とコンプライアンス

サプライヤーは、労働者、サプライヤー、顧客に接するとき、最高水準の倫理的行動を心掛けなければなりません。

##### a. 汚職、恐喝、横領、脱税

サプライヤーは、いかなる種類のものであれ、汚職、恐喝、横領、脱税に関与してはならず、この禁止規定に違反した場合、Gates との取引関係は直ちに終了し、法的措置が取られる可能性があります。

##### b. 不適切な利益供与および受領の禁止

サプライヤーは、賄賂をはじめとして、不当または不適切な利益を得るその他の手段を提供したり、受け入れたりしてはなりません。

##### c. 利益相反

サプライヤーは、Gates またはその従業員に関係する利益相反を生じさせる活動や状況を回避しなければなりません。サプライヤーは、その従業員またはその従業員の家族が Gates で勤務している場合、Gates に金銭的利害関係を有する場合、または過去もしくは現在において Gates と何らかの関係にある場合、利益相反とみなされる可能性があるため、その旨を Gates に届け出なければなりません。

##### d. データ保護、機密情報および知的財産

サプライヤーは、データの保管や伝送を保護することを意図した適切な技術的、物理的、管理上の安全対策および防止措置を駆使して、データのプライバシー、機密性、安全性、保護に関するすべての指令、法律、規則および規制を順守するものとします。

サプライヤーは、顧客の事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報その他の機密とみなされる情報を効果的に保護しなければなりません。情報の開示は、サプライヤーと Gates の間で合意された機密保持契約に記載されている条件に従い、かつ、適用法令の条項の範囲内でのみ行うものとします。

サプライヤーはすべての知的財産権を尊重し、Gates の情報を保護するものとします。技術やノウハウの移転は、知的財産権を保護する方法で行うものとします。



#### e. 輸出入コンプライアンス

サプライヤーは、供給される原材料や製品の輸出入に関係する、国内および国外のすべての適用法令を順守しなければなりません。サプライヤーは、Gates がそのすべてのグローバル関連会社も含め、米国制裁法令の適用下にあることを認めます。よって、サプライヤーは、Gates の代理として取引禁止顧客や制裁対象国と取引を行うことはありません。

#### f. 公正な事業活動、広告および競争

サプライヤーは、広告、販売、競争において公正な事業規範を支持するものとします。サプライヤーは、国/州/地方の独占禁止法/競争法に違反する入札談合、価格協定、価格差別、その他の不公正な取引慣行に関与してはなりません。

#### g. マネーロンダリングの防止

サプライヤーは、マネーロンダリングの防止を規定するすべての適用法令を順守し、マネーロンダリング行為に関与してはなりません。

#### h. 内部告発者の保護と匿名での告発

サプライヤーは、内部告発者の機密性を保護する制度を構築し、そのような制度に善意で協力する労働者に対して報復を行うことを禁止するものとします。サプライヤーは、現地の法令に従って労働者が職場における苦情を申し出ることができるよう、匿名での告発手段を提供するものとします。

サプライヤーその他第三者が本サプライヤー行動規範、Gates の企業倫理・行動規範またはいずれかの適用法もしくは規制要件に違反する行為が行われたか、行われている可能性があるか、まさに行われようとしている可能性がある（Gates の従業員、Gates のサプライヤー、または Gates の代理として行為するその他の第三者のいずれによるものかを問わない）と判断した場合、そのサプライヤーまたは第三者は、以下のいずれかの方法によって Gates にその旨を通報することが求められます：

- (a) Gates Industrial Corporation plc に書面を送付する。宛先：Audit Committee/General Counsel, 1144 Fifteenth St., Suite 1400, Denver, Colorado 80202。
- (b) 電子メールを送信する。宛先：[compliance@gates.com](mailto:compliance@gates.com)。
- (c) Gates の企業倫理・行動規範（[gates.com](http://gates.com) に掲載）の「添付文書 A」または [gatescorp.ethicspoint.com](http://gatescorp.ethicspoint.com) に記載されている使用言語または地域に該当する番号に電話を掛ける（フリーダイヤル）。



- (d) Gates の第三者プロバイダーのウェブポータル([gatescorp.ethicspoint.com](https://gatescorp.ethicspoint.com))、または Gates が適宜承認する後継の第三者プロバイダーのウェブポータルにアクセスする。

**\* サプライヤーは、Gates がそのサプライヤー、サプライヤーの下請業者、およびサプライヤーの次の層のサプライヤーに対して、通告のうえまたは無通告で監査および検査を随時実施し、本規範および適用法令の順守状況を審査する場合がありますことを了解します。この監査または検査は、Gates の職員または第三者によって実施されます。\***